

# 川西市 いじめ防止基本方針



平成27年3月 川西市

# 目 次

はじめに	1
第1 川西市におけるいじめの防止等に関する基本的考え方	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本的理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの基本認識	3
4 いじめの構造	4
5 ネット上のいじめへの対応	4
6 いじめの未然防止	5
7 いじめの早期発見	5
8 いじめへの対処	6
9 家庭や地域との連携	6
10 関係機関との連携	6
11 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む	6
12 指導のポイント	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7
1 いじめの防止等のために川西市または教育委員会が実施する施策等	7
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	10
3 重大事態への対処	13
第3 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」との協働による いじめ防止等の取り組み	16
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16
資料 重大事態への対応フロー図	17

# 川西市いじめ防止基本方針

## はじめに

川西市の教育は「地域と人の輪でつくる 育ち学び合う教育の推進」を基本理念とし、心豊かな子どもたちを育むために、生命や人権を尊重する豊かな心と社会性を育むことを施策の一つとして取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。

川西市いじめ防止基本方針（以下「川西市基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、川西市、学校<sup>※1</sup>、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 第1 川西市におけるいじめの防止等に関する基本的考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは「人として決して許されない行為」である。「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、教育委員会、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。また、いじめを許さない人格形成の基盤として、就学前教育における「自尊感情」「他者理解」「命の大切さ」などの取り組みは非常に重要である。

さらに、子どもたちを育むおとな一人ひとりが、いじめやいじめを生み出す様々な問題について高い規範意識を持って行動するとともに、その防止や解決のために毅然とした態度をとり、取り組む姿勢が求められる。

いじめの問題に取り組むためには、まず教職員が「いじめ」について共通理解し、協働実践することが大切である。そのうえで、いじめの問題の取り組みには「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」が重要となってくる。つまり、いじめ問題においては「予防的生徒指導」と「対処的生徒指導」とが連動した、「開発的生徒指導<sup>※2</sup>」を実践していく必要がある。

※1 学校 川西市立小学校、中学校、特別支援学校

※2 開発的生徒指導 予防的生徒指導と対処的生徒指導を連動させながら児童生徒の良さを伸ばす生徒指導

## 2 いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等<sup>※3</sup>に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項より）

〔※3 児童等 児童生徒〕

【留意事項】

### (1) 「いじめ」に当たるか否かの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

### (2) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校で組織する「いじめ対応チーム」（後述）を活用して行う。

### (3) 「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

### (4) 「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### (5) けんか

けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の被害性に着目した事実に基づく見極めが必要である。

### (6) インターネット上のいじめ

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

### (7) 具体的ないじめの態様と抵触する可能性のある刑罰法規

いじめには様々な態様があるが、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきことと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通す観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（脅迫、名誉毀損、侮辱）
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（暴行）
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行、傷害）
- 金品をたかられる（恐喝）
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（窃盗、器物破損）
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
(強要、強制わいせつ)
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等（名誉毀損、侮辱）
- 仲間はずれ、集団による無視をされる  
(刑罰法規に抵触しないが、毅然とした対応が必要)

※( )内は、抵触する可能性のある刑罰法規

### (8) 警察との連携

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 いじめの基本認識

「いじめの問題」に取り組むに当たっては、「いじめの問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、「いじめの問題」についての基本的な認識を共通理解しておくことが重要である。

- いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである
- いじめは人権侵害であり人として決して許される行為ではない
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である
- いじめはおとなには気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている
- いじめは子どもだけでなく、おとな一人ひとりの規範意識や人権意識に深くかかわりをもっている

- 嫌がらせやいじめ等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命・身体に重大な危険が生じる
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する

## 4 いじめの構造

いじめが意識的、かつ集合的に行われた場合、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいることが多い。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係で成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのである。

## 5 ネット上のいじめへの対応

学校の枠を超えて、不特定多数の者が関与する可能性がある等、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上や、関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める必要がある。

特に、保護者に対しては、法令等<sup>※4</sup>の規定を踏まえ保護者の責務について周知を図る。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### ※4 法令等

#### [青少年インターネット環境整備法]

- ・保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。(第6条)
- ・保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。(第6条)

#### [兵庫県青少年愛護条例]

- ・保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインター

ネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。(第24条の2)

- ・保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提出しなければならない。(第24条の4)

## 6 いじめの未然防止

いじめの問題において最も重要なことは、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことである。

このために、学校の教育活動全体を通し、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図り、適切に対処できる力を育むとともに、どの児童生徒も自己有用感・充実感を得ることのできる学校づくりに努める。

- いじめだけを対象にしない
  - ・様々な問題行動や不登校への対応は、いじめ予防にも有効である
- 自己有用感を高めていけば、いじめが起こりにくい風土が醸成される
  - ・目標と役割をもって学校行事に参加し、達成感を味わうことで望ましい成長を遂げていく
- 学び合える集団づくりと学び合える授業の成立によって、お互いの違いを認め合える優しさが生まれる
  - ・心から安心できる雰囲気、支え合い高め合える環境となる
- 「居場所づくり」と「絆づくり」は有効である
  - ・不登校の「未然防止」のキーワードとして取り上げられている「居場所づくり」と「絆づくり」は、いじめの未然防止にも有効である

## 7 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全てのおとなが連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめはおとなの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、おとなが気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽



視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

## 8 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## 9 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校評議員会・学校支援地域本部等の活用や、児童生徒と関わりの深い学校安全協力員や補導委員等への協力依頼など、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。また、より多くのおとなが児童生徒の悩みや相談を受け止めることができ、さらには、地域が、児童生徒の成長の場、居場所となるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 10 関係機関との連携

教育委員会や学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局 等）との適切な連携が必要であり、日頃より関係機関との情報共有体制を構築しておくことが重要である。

また、第三者機関である川西市子ども的人権オンブズパーソンに、いじめに関わる相談や申立て等があった場合、教育委員会や学校は、その活動に積極的に協力する。

## 11 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。またいじめを決して許さないという強い意志と、いじめを解決できる力を持った児童生徒集団を育成する。

その際、教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に活動することができるように支援する。



## 12 指導のポイント

- (1) いじめは、一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- (2) いじめの行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断したりして見逃してしまうことがある。
- (3) アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が大切である。
- (4) 「発見」することの限界を自覚し、「生まない」ための未然防止に取りくむ。
- (5) 授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす（“居場所づくり”“絆づくり”を進める）ことが、いじめ発生のリスクを抑える。
- (6) 学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決に向けての方向性を見出したりするために、専門性のある警察等との連携が必要である。
- (7) 「暴力」を「いじめ」や「けんか」等と表現することで軽く考え、対応を先送りしてはならない。
- (8) 関係機関との「日々の連携」の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつくことを理解する。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために川西市または教育委員会が実施する施策等

#### (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

##### ア いじめ防止基本方針の策定

川西市は「川西市いじめ防止基本方針」を策定する。

(法第12条)

##### イ 組織等の設置

(7) 教育委員会はいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ対応川西市ネットワーク会議」を設置する。(法第14条第1項)

(4) 川西市は本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関を設置する。(法第14条第3項)

(6) 川西市は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、川西市子どもの人権オンブズパーソン<sup>※5</sup>を置く。

(川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 第4条)

※5 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度は、平成11年4月から運用を開始しました。

## (2) いじめの防止等のために教育委員会が実施すべき施策

### ア いじめの未然防止への措置

- 個性とそのつながりを重視し、自分を大切にするとともに、違いを認め合い、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな人間関係を育む教育を推進する。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心の育成・心の通う人間関係の育成に向けた、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育む人権教育の充実を図る。
- いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援を行う。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を行う。
- 保護者が、法に規定された責務等をふまえて子どもの規範意識を養うための指導を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置を行う。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 広く関係機関等と連携して、教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の充実と、それを通じて教職員の資質能力の向上を図り、専門的な知識に基づき適切な対応が行われるようにする。
- いじめの防止及び早期発見、及びいじめへの対処についての指導・助言、またそれについての調査研究及び検証を行い、その成果を普及する。

### イ 早期発見・早期対応のための措置

- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。
- いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行う。
- 学校におけるいじめの実態把握や、いじめ問題に係る組織的な取り組み状況などいじめ防止等の取り組みを点検するとともに、川西市いじめ対応マニュアル【教職員用】を配布し、いじめ防止等にかかる取り組みの充実を図る。

### ウ インターネットを通じて行われるいじめへの措置

- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、学習機会の確保や啓発活動を実施する。

### エ 連携の強化

- いじめ防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会等の連携強化をはじめとする必要な体制を整備する。
- 学校間の連携協力体制の充実を図り、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにする。
- 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、より多くのおとなが児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするとともに、児童生徒が、地域での居場所を感じられるようにする。
- 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

オ 教職員が児童生徒と接する時間の確保

- 学校運営の改善を支援し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにより、いじめ防止等に適切に取り組んでいけるようにする。

カ 学校評価等の活用

- 学校評価等においていじめの問題を取り扱う場合は、教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、その取り組み状況等について評価し適切な指導助言を行う。

キ その他

- 教育委員会はいじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制整備等の措置を講ずる。

(3) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、その背景に目を向け、当該児童生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮すると共に、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒を加えることや、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく出席停止制度を活用する等の必要な措置を講ずる。出席停止の手続きに関しては、「出席停止事務手続規程」によるものとする。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県の基本方針又は川西市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

(法第13条)

なお、策定・見直しにあたっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、児童生徒、保護者、学校評議員をはじめとする地域住民等の意見を取り入れるよう留意する。

### (2) いじめ対応チームの設置とその役割

#### ア いじめ対応チームの設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を置くものとする。

(法第22条)

#### イ いじめ対応チームの構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等から、学校の実情に合わせて組織を構成する。

#### ウ いじめ対応チームの役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成
- ・具体的で実効性のある校内研修会の実施
- ・実態把握や情報収集を目的とした取り組み
- ・いじめが生じた際の組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係の調査
- ・保護者や地域への情報提供、意識啓発
- ・いじめ防止についての取り組みの検証改善

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置（開発的生徒指導の実施）

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。学校は、予防的生徒指導と対処的生徒指導を連動させながら、児童生徒の良さを伸ばす開発的生徒指導を推進する。いじめ防止等に関する具体的措置については、各学校の状況に合わせて策定する。

#### ア いじめの未然防止に向けた対策（予防的生徒指導）

いじめの問題においては、未然防止に努めることが最も重要であり、豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、年間を通して予防的、開発的な取り組みを計画実行する必要がある。未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。未然防止のキーワードとして「規律」・「学力」・「自己有用感」を常に意識しながら、授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童生徒一人ひとりに「互いを思いやり、自他ともに尊重できる心」を育むことが重要である。

また、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の出席状況などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うのかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

- 暴力を許さず、生命や人権を尊重する教育指導の充実に努める
- 「いじめは決して許されない」との認識を、児童生徒、教職員、保護者が共有する
- 児童生徒がいじめの観衆や傍観者にならず、抑止する仲裁者となる土壌づくりに努めるとともに、いじめに対し正しく判断し行動できる力を育成する
- 教職員のいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢の維持・強化のため、自己点検、研修に努める
- 児童生徒の情報モラルの育成とともに、教職員の情報リテラシーの向上に努める

#### イ いじめ早期発見システムの構築（予防的生徒指導）

いじめはおとなの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、おとなが気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

また、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

さらに、児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、日頃から相談しやすい環境づくりを進める。

- 児童生徒の生活実態をきめ細く把握し、児童生徒の示す小さな変化や、危険信号を見逃さない

- 学校、教室での児童生徒の姿を観察する
  - ・いつも一人でいる、頻繁に保健室に行く、表情が暗い、口数が減る、忘れ物がふえる 等
- 生活実態の調査、いじめアンケートなどの実施
  - ・「生活実態の変化」や「いじめの有無」の把握、いじめの抑止効果
- 生活日誌や個別面談の実施
  - ・形式的な日記指導にならない、定期的個別面談は「ゆっくり」「じっくり」と行う

ウ いじめの解消に向けたシステムの構築（対処的生徒指導）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒や、訴えた周囲の児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮をしながら毅然とした態度で指導する。いじめの解消に向けた取り組みについては、いじめ対応チームを中心に教職員全員の共通理解のもと、「川西市いじめ対応マニュアル【教職員用】」を参考に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら、事案に応じ適切に対応する。

- 「いじめの存在」を疑うことから始まる（けんか、いさかいなど安易な判断を排除する。）
  - ・ 被害児童生徒、関係教職員から情報を収集し、いじめの存在を確認する。
- 校長を中心とする指導体制をとる（教職員が責任を共有し、学校組織全体で指導する。）
  - ・ 日を置かず、迅速に指導を開始することが重要である。
- 被害児童生徒の保護者への報告（保護者、生徒の思いを十分に配慮する。）
  - ・ 現時点の状況報告、指導方針を説明し同意を得る、以後、その都度、きめ細かく報告する。
- 児童生徒に対して個別に、的確な情報収集を行う
  - ・ 周囲の生徒からの聴き取りを経て、全体像を把握して加害児童生徒から聴き取りをする。
- 加害児童生徒の保護者への報告（冷静に客観的な事実を基に報告する。）
  - ・ 確定した事実の報告、学校の指導方針を説明する。
- 加害児童生徒へは毅然とした指導を行う
  - ・ 行為の背景等についての把握と理解に努めつつ、加害生徒に自らの行為と対峙させ、いじめの問題性を理解させる。また、問題解決のために自ら行動できるよう支援する。
- 児童生徒自らがいじめの解消に主体的に取り組む

- ・ いじめの当事者及び周囲の児童生徒が、どのように解決していきたいか自ら考え、主体的に取り組めるよう支援する。

- 指導後の状況把握，児童生徒，教職員のこころのケアに配慮する
  - ・ 被害生徒，加害生徒ともに，望ましい人間関係及び学校生活の回復をめざす。
- 重大ないじめについては，速やかに教育委員会へ報告する
  - ・ 状況に応じて，教育委員会と共同して問題の解決にあたる。
- いじめの解決にあたっては，幅広い関係機関との連携を前提とし，教職員一人が抱え込むことのないよう留意する

#### エ ネット上のいじめへの対応（予防的・対処的生徒指導）

ネット上の不適切な書き込み等については，被害状況を保存した後，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置を取る。名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合，プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じるとともに，いじめ解消に向け迅速に対応する。

パスワード付サイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用したいじめについてはよりおとなの目に触れにくく発見しにくいいため，学校における情報モラル教育を進めるとともに，保護者においてもこれらについての理解を求め，青少年インターネット環境整備法や，兵庫県青少年愛護条例等の法令を踏まえ，保護者の責務について周知を図る。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは次の通りとする。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。

ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安



にかかわらず，教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要である。

## (2) 重大事態の報告

学校は，重大事態が発生した場合，教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

## (3) 重大事態の調査

事態の報告を受けた教育委員会は，重大事態への対処，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，教育委員会又は学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となっただけの行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にすることである。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。

その事案の調査を行う主体や，どのような調査組織とするかについては，教育委員会が判断する。

### ア 学校が主体となる場合

各学校に設置している「いじめ対応チーム」を母体とし，スクールカウンセラーなど当該いじめ事案と直接の人間関係又は利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り，調査の中立性を確保する。学校が調査主体となる場合であっても，教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導，また，人的措置も含めた適切な支援を行う。

### イ 教育委員会が主体となる場合

法第14条第3項の趣旨に基づき教育委員会に設置される附属機関を，調査を行うための組織とし，当該調査の公平性・中立性を確保する。

## 【留意事項】

ア 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては，亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，法第28条第1項に定める調査に相当することとなり，その在り方については，国の基本方針に留意のう

え、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、当該児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する。

エ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手することが必要である。

#### (4) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明することを怠るようなことがないようにし、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

#### (5) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 第3 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」との協働によるいじめ防止等の 取り組み

本市には、市長の付属機関である第三者機関「川西市子どもの人権オンブズパーソン」（以下「オンブズパーソン」と言う。）による人権擁護救済制度があり、だれでも市内の子どもの人権問題について相談できる。

教育委員会及び学校は、オンブズパーソンが独立した人権擁護・救済機関であることを尊重しつつ、いじめ防止等について協働して取り組む。

#### 1 いじめの未然防止

- (1) 教育委員会及び学校は、オンブズパーソンとの協力により、いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の充実と、それを通じて教職員の人権意識の向上を図り、適切な対応が行われるようにする。
- (2) 教育委員会及び学校は、オンブズパーソンによる、児童生徒への人権学習の実施等を通じて、児童生徒の人権意識の向上を図る。

#### 2 いじめの早期発見及びいじめの解消に向けた取り組み

- (1) 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者、地域に対しオンブズパーソン制度の周知を図り、いじめを受けたり発見したりした者が、相談しやすい環境を整える。
- (2) いじめが起こった場合、教育委員会又は学校は、当該児童生徒並びにその保護者にオンブズパーソンへ人権救済の相談や申立て等ができることを確認する。
- (3) 教育委員会及び学校は、児童生徒への指導について、必要に応じてオンブズパーソンに相談し、助言を受ける。

### 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

教育委員会は、川西市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

資料：重大事態への対応フロー図



